平成２９年（フ）第３９６号
滋賀県高島市勝野3040番地
債務者　前波久美子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０３号
大津市衣川１丁目３番６号
債務者　物部　　歩
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０５号
滋賀県湖南市岩根3945番地51、前住所滋賀県湖南市石部中央２丁目９番３－１号
債務者　西松　里砂（旧姓永岡）
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１１号
大津市大石東６丁目７番27号オーブリーフジタ204
債務者　東　　定明
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１２号
大津市大石東６丁目７番27号オーブリーフジタ204
債務者　東　　智美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１４号
大津市月輪３丁目38番２号　スリーパブリックＢ201
債務者　冨田　映子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１９号
滋賀県草津市山寺町837番地　菖蒲の郷、前住所大津市大萱７丁目７番３号　レーク・ホロニー、（前々住所）滋賀県草津市平井２丁目６番23号　ファミールＹＯＵ201号
債務者　木村新二郎
保佐人　辻　　克樹
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３５号
広島市東区山根町23―16、住民票上の住所広島市安芸区船越５丁目４番19号
債務者　山田　和恵
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７８号
広島市安佐南区上安１丁目12番４―201号
債務者　角崎孝太郎
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００１号
広島市安佐北区落合南７丁目24番23―４号
債務者　播磨　伸吉
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００２号
京都府長岡京市長岡１丁目47番31号
債務者　播摩久美子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
福岡県八女市黒木町今71番地２
債務者　林　　香奈
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
佐賀市北川副町大字江上86番地１、前住所佐賀県小城市三日月町久米440番地３
債務者　大川　弥生
1　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
佐賀県鳥栖市今泉町2152番地３　鳥栖南部団地市営11―７
債務者　合原いづみ
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
宮崎市清武町岡１丁目28番地11　高野ⅢＨＡＹＡＴＥ105号
債務者　松元津美子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４００号
沖縄県那覇市曙２丁目３番８号　サングリーン３階
債務者　翁長　伸次
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４０１号
沖縄県那覇市曙２丁目３番８号　サングリーン３階
債務者　翁長　雅美
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部